

居宅介護支援事業所 望星

(事業の目的) 社会福祉法人新生会が行う指定居宅介護支援事業所は日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう計画を作成するとともに計画に基づいたサービスが確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供をおこないます。

(運営の方針) 要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようサービスの提供を行います。利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から提供されるよう配慮いたします。運営にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、及び介護保険施設等との連携に努めます。

(事業所の名称等)

(職員の職種、員数)

事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。 (1) 居宅介護支援事業所 望星 (2) 所在地 長崎県長崎市岩屋町745番地4 (3) 開所年月平成15年11月1日 (4) 電話番号 095-856-2082 FAX番号095-865-8989 (5) 介護保険指定番号4270103791	職名	員数
	管理者	1名
	主任介護支援専門員	1名以上
	介護支援専門員	1名以上

(営業日および営業時間) 月曜日から土曜日 8時30分から17時30分まで
 (休業日) 定休日 日曜日
 お盆 8月15日
 年末年始 12月30日から翌年の1月3日まで

(事業の実施地域)

長崎市(香焼町・伊王島町・高島町・旧野母崎町・旧外海町・旧三和町・旧琴海町の一部を除く) 時津町、長与町

指定居宅介護支援の提供方法及び内容

① 指定居宅介護支援の提供に当たっては懇切丁寧に行います。 ② 利用者、ご家族からの相談、依頼の内容把握に当たっては利用者の居宅、及び事業所の相談室で行います。 ③ 居宅サービス計画の原案作成に際し、保健医療サービスや福祉サービスを適切に利用できるよう、複数の指定居宅サービスを公正中立の立場で紹介しその選定理由の説明も行います。又原案の内容について専門的な見地からの意見を求め居宅サービス計画の合意を確認します。	④ 居宅サービス計画作成後は実施状況の把握(モニタリング)を行うため利用者、その家族、指定サービス事業者に連絡、訪問を継続的に実施し必要に応じて計画の変更を行います。 ⑤ 月1回は利用者の居宅を訪問し実施状況の把握(モニタリング)を行いその結果を記録します。 ⑥ 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、介護保険施設への入院、入所を希望する場合には紹介等を行います。
---	---

ご利用料金

①、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める介護報酬の告示上の額と同等の利用料です。
 ②、介護保険料の滞納などによる場合は一旦、要介護度に応じて負担金をお支払いいただきますが、後日市町窓口で手続き後に払い戻しを受けることができます。

緊急時及び事故発生時の対応について

利用者の家族、利用者に係る関係機関に連絡と連携を行うとともに、必要な措置を講じます。

その他運営についての留意事項

①、従業者は業務上知り得た利用者、家族に関する秘密を漏らすことなく、従業者で無くなった後も同様に秘密を保持いたします。又、予め文書により個人情報の取り扱いについては同意を頂きます。
 ②、事業所は職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止し必要な対策を講じます。
 ③、事業所は介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を確保し、業務体制を整備します。
 ④、事業所における感染症の予防及びまん延の防止の指針を整備し従業者に対し定期的な研修及び訓練を実施します。
 感染症の予防及びまん延のための対策委員会を定期的に関き、その結果を周知いたします。

「苦情申し出窓口」の設置について

本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めます。

- 1、苦情解決責任者 望星荘 施設長
- 2、苦情受付担当者 居宅介護支援事業所 望星 職員
- 3、第三者委員
- 4、苦情解決の方法

- (1) 苦情の受付面接、電話、書面などにより随時受け付けます。第三者委員に申し出ることも出来ます。
- (2) 苦情受付の報告・確認受け付けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。第三者委員は内容を確認し苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
- (3) 苦情解決のための話し合い苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。
- (4) 本事業で解決できない苦情は、下記でも受け付けます。

長崎県社会福祉協議会「運営適正化委員会」
 TEL095-842-6410

長崎市介護保険課「給付係」
 TEL095-829-1163

長崎県国民健康保険団体連合会(介護保険事業に関する苦情)
 TEL095-826-1599

虐待防止のための措置について

- ①、事業者は虐待を未然に防止するべく、適切な対応を理解し、早期発見に加え市町村の窓口に通報し再発を防止するよう以下の対応を行います。
- ②、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③、虐待防止のための指針を整備し、研修(年1回以上)を行い、担当者を設置します。

業務継続計画の策定について

- ①、事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画を策定します。
 (災害に係る業務継続計画) 平常時の対応、緊急時の対応を理解するため定期的に研修、及び訓練を行います。
 (感染症に係る業務継続計画) 平時から備品などを確保し感染防止に向けた訓練、研修を実施、関係機関との情報共有等協力体制を築きます。